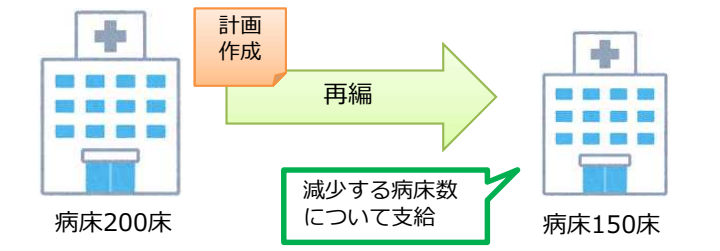


地域医療構想に関する交付金の 活用について

- 中長期的な人口減少・高齢化の進行を見据えつつ、今般の新型コロナウイルス感染症への対応により顕在化した地域医療の課題への対応を含め、地域の実情に応じた質の高い効率的な医療提供体制を構築する必要がある。
- こうした中、地域医療構想の実現を図る観点から、地域医療構想調整会議等の意見を踏まえ、自主的に行われる病床減少を伴う病床機能再編や、病床減少を伴う医療機関の統合等に取り組む際の財政支援*1を実施する。
- 令和2年度に予算事業として措置された本事業について法改正を行い、新たに地域医療介護総合確保基金の中に位置付け、引き続き事業を実施する。【補助スキーム：定額補助（国10／10）】

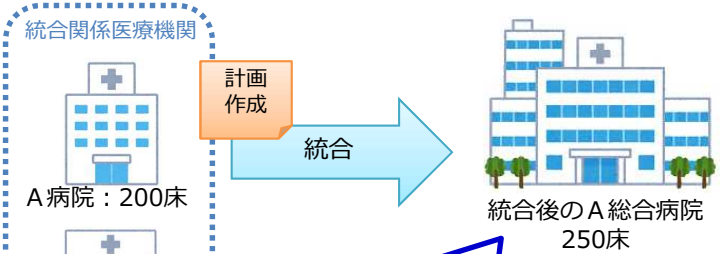
「単独医療機関」の取組に対する財政支援

【1.単独支援給付金支給事業】
 病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画を作成した医療機関（統合により廃止する場合も含む）に対し、減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給
 ※病床機能再編後の対象3区分*2の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下となること

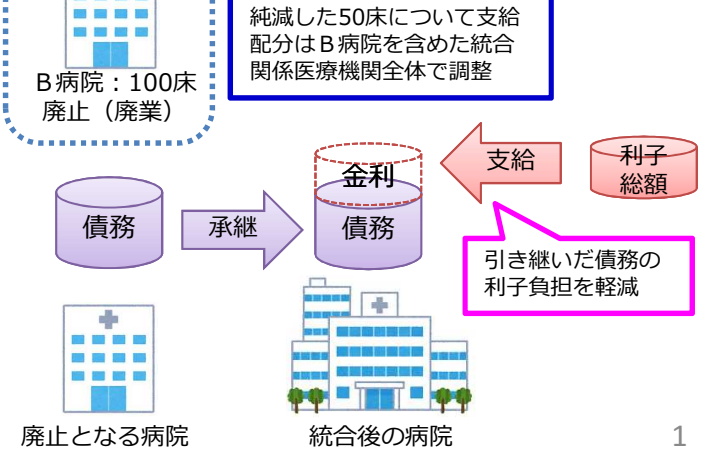


「複数医療機関」の取組に対する財政支援

【2.統合支援給付金支給事業】
 統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合のコスト等に充当するため、統合計画に参加する医療機関（統合関係医療機関）全体で減少する病床1床当たり、病床稼働率に応じた額を支給（配分は統合関係医療機関全体で調整）
 ※重点支援区域として指定された関係医療機関については一層手厚く支援
 ※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数が10%以上減少する場合に対象



【3.債務整理支援給付金支給事業】
 統合（廃止病院あり）に伴い病床数を減少する場合において、廃止される医療機関の残債を統合後に残る医療機関に承継させる場合、当該引継債務に発生する利子について一定の上限を設けて統合後医療機関へ支給
 ※統合関係医療機関の対象3区分の総病床数の10%以上減少する場合に対象
 ※承継に伴い当該引継ぎ債務を金融機関等からの融資に借り換えた場合に限る



*1 財政支援 ……使途に制約のない給付金を支給
 *2 対象3区分……高度急性期機能、急性期機能、慢性期機能

1. 単独支援給付金支給事業

医療機関が、地域の関係者間の合意の上、地域医療構想に即した病床機能再編を実施する場合、減少する病床数に応じた給付金を支給することにより、地域医療構想の実現に向けた取組を支援する。

支給対象

平成30年度病床機能報告において、平成30年7月1日時点の病床機能について、高度急性期機能、急性期機能及び慢性期機能（以下「対象3区分」）と報告した病床数の減少を伴う病床機能再編に関する計画（以下「単独病床機能再編計画」）を作成した医療機関の開設者又は開設者であった者。

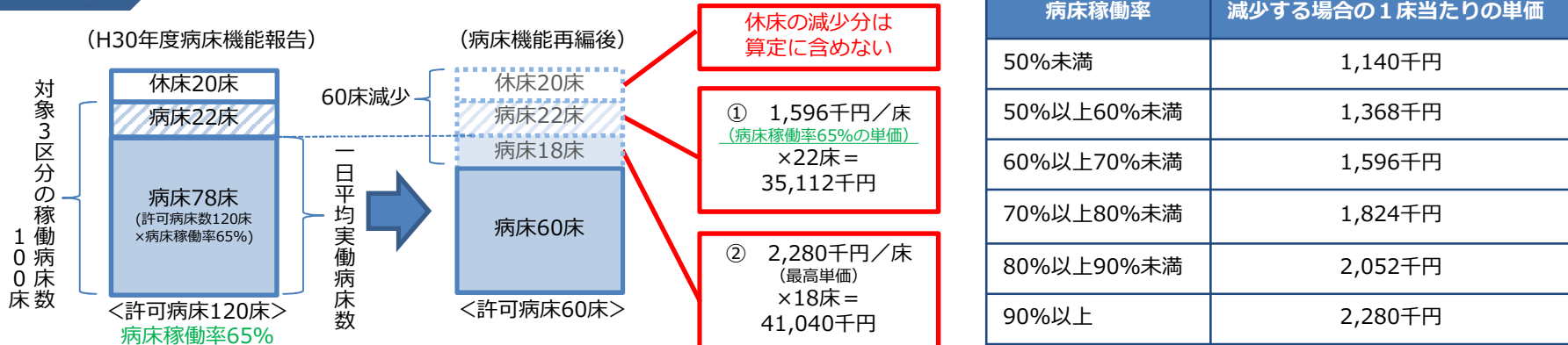
支給要件

- ① 単独病床機能再編計画について、地域医療構想調整会議の議論の内容及び都道府県医療審議会の意見を踏まえ、都道府県が地域医療構想の実現に向けて必要な取組であると認めたものであること。
- ② 病床機能再編を行う医療機関における**病床機能再編後の対象3区分の許可病床数が、平成30年度病床機能報告における対象3区分として報告された稼働病床数の合計の90%以下**であること。

支給額の算定方法

- ① 平成30年度病床機能報告において、対象3区分として報告された病床の稼働病床数の合計から一日平均実働病床数（対象3区分の許可病床数に対象3区分の病床稼働率を乗じた数）までの間の病床数の減少について、**対象3区分の病床稼働率に応じ、減少する病床1床当たり下記の表の額を支給。**
- ② 一日平均実働病床数以下まで病床数が減少する場合は、一日平均実働病床数以下の病床数の減少については2,280千円/床を支給。
- ③ 上記①及び②の算定にあたっては、以下の病床数を除く。
 - ・回復期機能、介護医療院に転換する病床数
 - ・同一開設者の医療機関へ病床を融通した場合、その融通した病床数
 - ・過去に令和2年度病床機能再編支援補助金における病床削減支援給付金及び本事業の支給対象となった病床数

イメージ



① (35,112千円) + ② (41,040千円) = 76,152千円の支給

高知県病床機能再編支援交付金の審議一覧

高知県病床機能再編支援交付金につきまして、令和3年度分として以下の3医療機関より申請がありましたので、交付金交付要綱に基づき意見照会を行います。
 なお、各地域医療構想調整会議においては交付金の活用について、既に意見照会を終えております。

【申請医療機関・交付見込額の概要】

構想区域名	市町村名	医療機関名	病床削減の理由等	削減日	許可 病床数	稼働 病床数①	削減後 病床数②	削減 病床数 ②-①	介護医療院 への転換 病床数	病床 稼働率	補助基準額	
幡多区域	四万十市	吉井病院	今後の入院患者数の需要予測等を踏まえ、無床診療所への移行に伴い介護医療院18床への転換を行うことで、介護施設としての機能を充実させることとした。	R4.4予定	40	40	0	▲ 22	18	○84.4%(H30) 82.4%(R2) 87.8%(R3)	2,052千円×7 床+2,280千円 ×15床＝	48,564千円
中央区域	香美市	香北病院	人口の減少に伴う入院患者の減少や看護・介護職員の確保が困難になっていることを踏まえ、病床の削減を行うこととした。	R3.9	90	71	30	▲ 41	19	○90.0%(H30) 69.3%(R2) 50.5%(R3)	2,280千円× (41-19)床＝	50,160千円
中央区域	高知市	山崎内科泌尿器科	入院患者の減少及び人員不足により、病床を削減し無床診療所へ転向することとした。	R3.9	19	8	0	▲ 8	0	○62.9%(H30) 36.5%(R2) 30.8%(R3)	2,280千円× 8床＝	18,240千円

※ 「病床稼働率」については、H30, R2病床機能報告における数値のいずれか高い方を採用することとしている。

計 **116,964千円**

【交付金の交付に関する県の考え】

以下の理由により、交付金の交付については問題はないと考えます。

- ・ 3医療機関ともに、今後の人口動態や入院患者の需要予測等を踏まえ、自主的に判断した病床削減であること。
- ・ 3医療機関ともに、圏域内で過剰となっている慢性期病床の削減であること。
- ・ 病床削減による地域の医療機関や入院患者等への影響は少ないと考えられること。